

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立第十三中学校  
令和8年（2026年）4月

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自主・創造・敬愛」を校訓に、「知・徳・体の調和のとれた、豊かな心を持ち、自ら考え、共に生きる生徒の育成」を教育目標に、そしてめざすべき生徒像として、「自ら学び、考え、行動する生徒・個人の尊厳を重んじる思いやりのある生徒・心身ともに健康に生きる生徒」を掲げ、その達成に向け、日々の教育活動に取り組んでいる。人権教育にも重点をおいており、いじめの問題についても、目に見える形での暴力、また言葉による暴力や集団での冷やかしのからかい、などのいじめが、身近な人の心や体を深く傷つけ、取り返しのつかない事態を招くこともあるということを、様々な場面で伝えてきている。しかしながら、まだまだ十分とは言えず、その根絶に向けて、引き続き取り組んでいかなければならない。いじめの問題は、教科学習のように、一度学習して理解・習得できれば終わりというようなものではない。人間関係は、日々変化しているものであり、ある時点で問題がなかったとしても、それ以降にその芽が生まれてくるということも少なくない。身の回りに、いじめの芽が生まれていないかどうかを常に検証し続けていく必要がある。いじめの根絶に向けて、全教職員の共通認識のもと取り組んでいく行動の指針として、以下の内容を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる など

## 3 いじめ防止のための組織

### (1) 名称「いじめ・不登校対策委員会」

現在、各週1回実施している生徒指導担当者会議、不登校対策委員会を、本委員会を兼ねて行うものとする。

### (2) 構成員

生徒指導担当者会議 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、人権教育推進委員会担当教諭、スクールカウンセラー、児童・生徒支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者、図書館司書教諭

不登校対策委員会 校長、教頭、生徒指導主事、学年不登校担当、養護教諭、人権教育推進委員会担当教諭、スクールカウンセラー、児童・生徒支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者、図書館司書教諭

### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況の確認
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

豊中市立第十三中学校 いじめ防止に向けた年間計画	
常設連絡会	「生徒指導担当者会議」「不登校対策委員会」週1回定期的に行う
臨時委員会	「いじめ対策委員会」いじめ事案発生とともに設置し組織的に対応する
始業式まで	「いじめ防止基本方針」の再確認、周知 「豊中市立第十三中学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 前年度の状況を踏まえた引継ぎ資料にもとづく情報交換
4月	全体指導で「豊中市立第十三中学校いじめ防止基本方針」を周知 オリエンテーション 相談窓口について 生徒・保護者へ周知 生徒面談1回目 生徒の状況把握 参観授業とクラス懇談 保護者と情報共有
5月	参観授業「豊中市立第十三中学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知
6月	学校生活アンケートの実施1回目 集約・分析・対応
7月	オープンスクール 保護者と情報共有 三者懇談1回目 家庭での様子の把握と学校生活の様子について情報共有 全体指導、学年集会、HR（1学期の振り返り） いじめに関する指導の取り組みと進捗状況の確認 相談窓口について 生徒・保護者へ周知
8月	1学期いじめ状況調査（市教委）
9月	いじめに関する教職員研修・情報交換
10月	体育大会（集団づくり）
11月	学校生活アンケートの実施2回目
12月	生徒面談2回目 学校生活アンケートをもとに行い、生徒の状況把握と対応 合唱コンクール（集団づくり） 三者懇談2回目 家庭での様子の把握と学校生活の様子について情報共有 全体指導、学年集会、HR（2学期の振り返り） いじめに関する指導の取り組みと進捗状況の確認 2学期いじめ状況調査（市教委） 相談窓口について 生徒・保護者へ周知
1月	いじめに関する教職員研修・情報交換
2・3月	合唱コンクール（集団づくり） 次年度の計画立案、本方針の見直し 全体指導、学年集会、HR（1年間の振り返り） 3学期いじめ状況調査（市教委） 相談窓口について 生徒・保護者へ周知

## 5 取り組み状況の把握と検証

(PDC A…Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善))

いじめ・不登校対策委員会の中で、「学校いじめ防止基本方針」の確認・見直し、「暴力行為・いじめ」アンケートの実施・分析、生徒面談・家庭訪問・保護者懇談・アンケートなどによって把握された要配慮生徒に関する情報共有、指導方針の検討を行うとともに、年間計画の進捗状況の確認やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証なども行う。

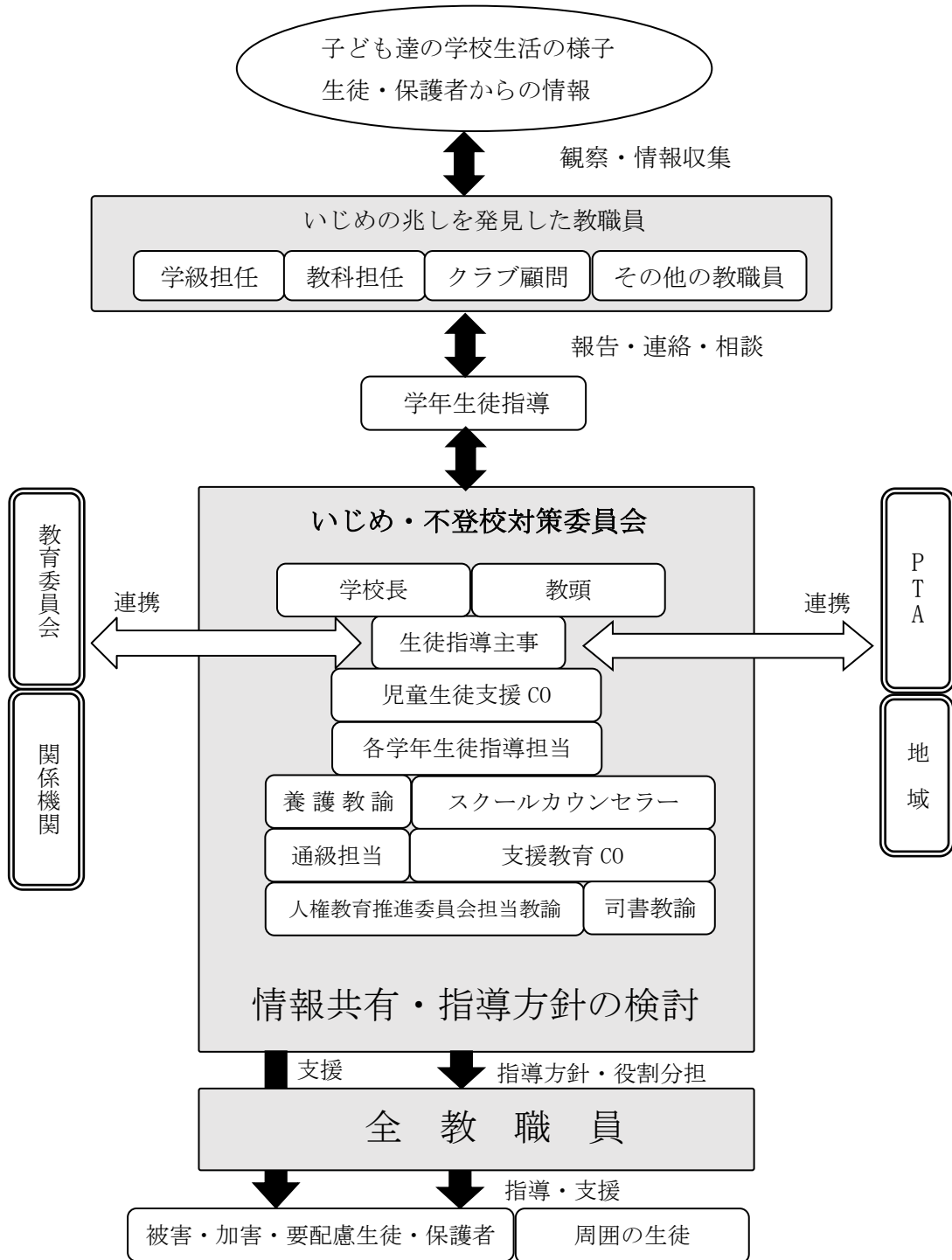
## 第2章 いじめの防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止のための学校体制



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、年度当初の職員会議で、本方針の確認を行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、常日頃から集団作りを意識した学級経営を実践する。
- (3) 生徒が学校生活の中で最も長い時間を過ごす授業において、自己肯定感を育むことができるよう、授業研究にも努める。分かりやすく楽しい授業を追求するため、授業公開週間を設けるとともに、教員同士が互いに研鑽を積む。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめの芽は、いつでもどこにでも潜んでいるという前提に立ち、常日頃から子ども達の様子をしっかりと観察する。アンテナを張って子ども達の様子を見てみると、「休み時間のたびに職員室に来る」、「元気がない」など、その兆候を見つけられる場合も多い。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにすることが大切である。授業中はもちろんのこと、休み時間、掃除の時間なども含め、じっくりと見ておく必要がある。一方で、生徒や保護者からの声にも十分に耳を傾け、情報収集に努める。一人ひとりの生徒を、できるだけたくさんの目で観察し、その情報を交換・共有することも大切である。学級担任の前ではいじめの兆しが見えない場合でも、教科担任やクラブ顧問など、別の先生の所で表面化していたり、訴えがあったりする場合も多い。それゆえ、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、(一・二学期各1回)年2回以上の「暴力行為・いじめ」アンケートを実施する。その中で訴えのあった生徒については、その後、生徒面談や個別の面談にて状況を聴き取り、当該生徒の意向を踏まえてその対応についても検討する。その後、いじめ・不登校対策委員会にて協議し、指導方針を立案、取り組みを開始する。以降も、解消に至るまで、継続して当該生徒を取り巻く状況を見守る。
- (2) 保護者と連携して取り組みを進めていくため、家庭訪問・電話による情報交換・保護者懇談においても、情報収集と共有に努め、学校と家庭の両面で当該生徒を見守っていく。
- (3) 当該生徒やその保護者がためらうことなくいじめに関して相談できる体制づくりとして、日頃から学級担任・学年・学校から「心配事があれば、いつでも相談に…」との声を発信するとともに、各学期の初めにスクールカウンセラーの相談窓口についても周知する。
- (4) 学校外でも、大阪府教育センター教育相談室の電話相談推進週間「すこやかダイヤル」や、大阪府

教育庁のすこやか教育相談（さわやかホットライン）豊中市教育委員会児童生徒課相談窓口、とよなかつ子ダイヤルなどがあることをポスターやレジメ、学校から発信する文書などを用いて生徒・保護者へ広く周知する。

- (5) 生徒面談・保護者懇談などで得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重を期する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に重要なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合が多い。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者などの支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導（→生徒指導主事）に報告、いじめ・不登校対策委員会にて情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって対応を協議し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告、指導・助言を仰ぐ。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、できる限り、直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめの態様が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、豊中警察署などの関係機関とも連携・相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに豊中警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめの態様が深刻な場合は、その内容を正確に把握したうえで、いじめた生徒への対応については毅然と対応し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなど、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめ・不登校対策委員会 が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力も得る。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめ

に関わったとされる生徒からの聴き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭などの背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーなどとも連携する。体育大会や宿泊行事、校外学習などは生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込みなどがあった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を記録・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取りなどの調査、生徒が被害にあった場合のケアなど必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請など、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や豊中警察署など関係機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間などを通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

令和4年(2022年)3月改定  
令和4年(2022年)6月改定  
令和4年(2022年)9月改定  
令和5年(2023年)4月改定  
令和6年(2024年)4月改定  
令和6年(2024年)5月改定  
令和7年(2025年)4月改定  
令和8年(2026年)4月改訂